

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会における 質疑応答の対応結果

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の「議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について」において、質疑応答のなかで登録票及び個人情報ファイル簿の修正等の必要があるか御指摘を受けた事項について、以下のとおり修正することとしました。

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録 抜粋

(2) 国民年金制度の普及に関すること（各種届出受付事務）（変更）

【質疑応答】

- 登録票の「収集の相手方及び方法」と個人情報ファイル簿の「記録情報の収集方法」について、①や③は「〇〇システムから収集」のような記載となっているが、システムというのは収集の相手方ではなく手段であるので、収集の相手方にあたる機関の名称などが特定できるのであれば、明確に記載すべきである。

→ 御指摘のとおり修正する。

※ 収集の相手方については、①③いずれも「日本年金機構」であるため、「①日本年金機構から電子データにより収集」、「③日本年金機構から国民年金システムにより収集」と修正した。

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録 抜粋

(4) 障害児（者）の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務）（変更）

(5) 高齢者の福祉政策の企画、調査研究及び調整に関すること（災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務）（変更）

【質疑応答】

- 障がい福祉課の個人情報ファイル簿の名称が「避難行動要支援者の登録管理」とされているが、高齢福祉課と合せ、「避難行動要支援者ファイル」と統一すること。
- 高齢福祉課の個人情報ファイル簿の「個人情報の利用目的」の記載について、障がい福祉課と合わせ、「避難行動要支援者、家族等及び支援者の登録を管理するため」と統一すること。
- 個人情報ファイル簿の登録については、今回指摘した点を整理した上で改めて報告されたい。

→ 承知した。

※ 次のとおり、それぞれ個人情報ファイル簿の修正を行った。

障がい福祉課の個人情報ファイル簿の名称を「避難行動要支援者ファイル」とし

た。

高齢福祉課の個人情報ファイル簿の個人情報の利用目的を「避難行動要支援者、家族等及び支援者の登録を管理するため」とした。

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録 抜粋

- (6) 介護給付費等の支給決定に関する事（自立支援医療（精神通院医療）に関する事務）（変更）
- (7) 介護給付費等の支給決定に関する事（自立支援医療（更生医療）に関する事務）（変更）
- (8) 介護給付費等の支給決定に関する事（障害福祉サービス等の支給決定に関する事務）（変更）
- (9) 重度障害者の医療費の助成に関する事（変更）
- (10) ひとり親家庭等医療費助成に関する事（変更）
- (11) 小児の医療費の助成に関する事（変更）
- (12) 養育医療の給付等に関する事（変更）
- (13) 小児の医療費の助成に関する事（変更）

【質疑応答】

- 「健康保険情報」というのは、具体的にどのような情報を収集するのか。
→ 対象者の加入している健康保険の保険者を把握するため、健康保険の加入情報を確認するものである。
- 障がい福祉課の登録票には、「個人情報の項目名」の「その他の項目欄」で「健康保険情報」という項目を取り扱うこととされているが、こども政策課の登録票にはその旨の記載がないため、行政総務課に統一的な記載ルールを確認の上、両課で統一を図ること。
- (6)及び(7)の登録票の「個人情報を取り扱う目的」の記載が「自立支援医療受給者の管理のため」となっているが、「自立支援医療受給者情報の管理のため」とした方がより適切ではないかと思われるので修正すること。
- こども政策課の登録票のうち、(11)と(13)が同じ「小児の医療費の助成に関する事」となっているため、かっこ書きで根拠法令を追記するなど、分かりやすく表記すること。
→ 御指摘を踏まえ、それぞれ登録票を修正する。

※ こども政策課の登録票について、障がい福祉課の登録票と統一を図り、その他の項目欄に「健康保険情報」及び「該当期間」を追記した。

※ 次のとおり、それぞれ個人情報取扱事務登録票の修正を行った。

障がい福祉課の(6)及び(7)の登録票の「個人情報を取り扱う目的」について、「自立支援医療（更生医療）受給者情報の管理のため」とした。

こども政策課の登録票の名称については、(13)の登録票の名称を「育成医療の給付等に関する事」と変更することとした。

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録 抜粋

(14) 母子保健事業に関すること（産前・産後ヘルパー事業）（作成）

【質疑応答】

- 「収集の相手方及び方法」に「本人から文書により収集」とあるが、生まれてきた子どもの情報も扱うことになるので、冒頭で事務局から説明のあったように、「本人」に加えて「保護者」からの収集も追記すべき内容であると思われるので、修正いただきたい。

→ 承知した。

※ 後日、事務局が担当課に改めて確認したところ、当該事務における本人とは産前・産後ヘルパー事業を利用する母親であり、その収集の相手方は本人である母親または父親など家族からの収集が想定されるため、「本人及びその家族から文書により収集」と修正することとした。

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録 抜粋

(15) し尿の収集及び浄化槽清掃に関すること（変更）

【質疑応答】

- 取り扱う個人情報の項目に「家族状況」があるが、これは具体的にはどのような情報を何の目的で取り扱うのか。

→ し尿の汲み取りにおいては、その対象世帯の人数に応じて汲み取り料金を決定するため、申込みの際に世帯の居住人数を聞き取るものである。

- 登録票の統一的な記載ルールとして、「家族状況」に世帯の居住人数が含まれるか確認し、適切な記載に改める必要があれば修正されたい。

→ 承知した。

※ 後日、事務局が担当課と改めて確認し、「家族の状況」ではなく、「その他の項目」欄に「居住人数」として記載することとした。

令和6年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録 抜粋

(16) 災害時のための人工呼吸器装着児者の名簿管理に関すること（作成）

- 先ほどの議題1(4)及び(5)では、「個人情報の項目名」の「その他の項目」欄に、「支援者の情報」にチェックがあったが、本件についても、取り扱う個人情報の範囲を見ると、支援者の情報も取り扱うこととなるのか。

→ 平時から関わっている介護関係の事業所や医療機関、在宅訪問する医師等の情報も収集する想定であるため、御指摘のとおり、「その他の項目」に「支援者の情報」を追記する。

※ 「その他の項目」欄に、「支援者の情報」を記載することとした。